【女性活躍推進法に係る行動計画】

学校法人千葉工業大学 行動計画

女性の活躍を推進するための雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間: 令和3年4月1日~令和8年3月31日(5ヶ年計画)
- 2. 本学の課題
 - ・女性管理職のキャリア形成におけるロールモデル(お手本)が少ない。
 - ・役職に応じた働き方、責任感等の意識が不足している。
 - ・男性の育児休暇の取得が推奨されていない。(男性育児に関する座談会により意見)
- 3. 定量的目標
 - ・キャリア形成及び多様性を理解した働き方の研修を実施し、その参加率を80%以上にする。
 - ・男性の配偶者、産前産後休暇期間内の「育児休暇(1週間)」取得率 100%にする。 (産前産後休暇の制定 現在は配偶者出産時の休暇は2日)
- 4. 取組内容
 - ■働き方に関する意識改革
 - ①研修の実施

令和3年4月~ 一般職(係長以下)、管理職(グループ長補佐・副グループ長)、管理職(グループ長・部次長・部長)、シニア層に分けた継続的なキャリア研修(5ヵ年計画)の検討

多様性を理解した働き方に関する研修の検討

令和3年9月~ 研修を毎年各1回以上実施

令和6年4月~ 3年間の研修を振り返り、役職の分け方や研修内容等を再検討

令和6年9月~ 引き続き研修を実施

②学外者との交流

令和3年4月~ 輝く女性の活躍を加速するちばのリーダーの会賛同企業の管理職と意見交換 の実施およびその情報共有の強化

③人事制度の検討

令和3年4月~ コース別雇用管理制度の検討(総合職、一般職制等)

■男性も含めたワークライフバランスのとれた働き方への取り組み

令和3年4月~ 男性版産前産後休暇(配偶者の産前産後休暇中における1週間の休暇) の規程制定に向けた検討

規程策定、教職員への研修等働きかけの実施

令和4年4月~ 取得の義務化

令和5年4月~ ライフイベント別の福利厚生に関するハンドブックの作成

なお、各部署から選出された女性活躍推進メンバーでの定例会を行い、各部署の改革の進捗状況 等を共有することとする。